

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

<p>路 線 名</p>	<p>西金野井春日部線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>春日部市下柳字古川端六五五番 一地先から 同市下柳字古川端六五五番一地 先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年七月二十四日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十七年七月二十四日 付け埼玉県越谷県土整備事 務所長告示第十八号におけ る道路区域の一部供用開始 である。延長八・六三メー トル。</p>